

公益財団法人全日本ボウリング協会
ボウリング施設、設備及び競技用具認証規格
第4章ボウリングボール

第32条（素材）

- (1) ボールは固体（液体ではない）の材料でできており、内部に空洞や隙間のない非金属製の構成物で出来ているものとする。装飾のための細かい反射粒子や薄片は使用することができる。ただし、これらの粒子や薄片は製造時にボールに混入され、厚さ1/4インチ（6.4ミリメートル）以下の透明な殻（シェル）の下に均一なパターンで分布させる場合に限る。この物質はボールのバランスにいかなる影響も与えないよう分布しているものとし、このような物質の総量はボール1個あたり1/2オンス（14グラム）を超えないものとする。
- (2) 金属やボウリングボール製造時に使用される原材料と類似の物質以外のいかなる物質の使用を禁止する。同様に、ボールの重量やバランスが規格から外れる加工は一切禁止する。
- (3) ボールの外表面にはいかなる異物も付けてはならない。

第33条（重量とサイズ）

- (1) ボールの重量は16.00ポンド（7.25キログラム）以下であるとする。重量の最小値はない。
- (2) ボールの円周は27.002インチ（68.58センチメートル）以下、26.704インチ（67.83センチメートル）以上であるとする。直径は8.595インチ（21.83センチメートル）以下、8.500インチ（21.59センチメートル）以上であるとする。

第34条（バランス）

公認競技大会で使用されるボウリングボールのバランスは以下の許容が認められる。

- (1) 10ポンド（4.53キログラム）を超える重量
 - (イ) ボールの上半分（指穴側）と下半分（指穴の反対側）の差が3オンス（85グラム）以内とする。（トップ/ボトムウェイト）
 - (ロ) フィンガーホールの左右・前後の差が3オンス（85グラム）以内とする。（サイドウェイト）（サム/フィンガーウェイト）
 - (ハ) 指穴も窪みも開けずに使用されるボールは、ボールのどの半球の間にも3オンス（85グラム）以上の差があってはならない。
- (2) 10ポンドから8ポンド（4.53キログラムから3.62キログラム）
 - (イ) ボールの上半分（指穴側）と下半分（指穴の反対側）の差が2オンス（57グラム）以内とする。（トップ/ボトムウェイト）
 - (ロ) フィンガーホールの左右・前後の差が3/4オンス（21グラム）以内とする。（サイドウェイト）（サム/フィンガーウェイト）
 - (ハ) サムホールを開けていないドリルされたボールは、指穴間の中心を基準に、上下・左右・前後3/4オンス（21グラム）以内とする。
 - (ニ) フィンガーホールも窪みも無いドリルされたボールは、指穴の中心を基準に上下・左右・前後3/4オンス（21グラム）以内とする。
 - (ホ) 指穴も窪みも開けずに使用するボールは、ボールのどの半球の間にも3/4オンス（21グラム）以内とする。
- (3) 8ポンド（3.62キログラム）より軽いボール
 - (イ) ボールの上半分（指穴側）と下半分（指穴の反対側）の差が3/4オンス（21グラム）以内とする。（トップ/ボトムウェイト）

- (ロ) フィンガーホールの左右・前後の差が 3/4 オンス (21 グラム) 以内とする。(サイドウェイト)
(サム/フィンガーウェイト)
- (ハ) サムホールを開けていないドリルされたボールは、指穴間及び指穴の中心を基準に、上下・左右・前後の差が 3/4 オンス (21 グラム) 以内とする。
- (ニ) フィンガーホールも窪みも無いドリルされたボールは、指穴の中心を基準に上下・左右・前後 3/4 オンス (21 グラム) 以内とする。
- (ホ) 指穴も窪みも開けずに使用するボールは、ボールのどの半球の間にも 3/4 オンス (21 グラム) 以内とする。

第 35 条 (ドリリング規格)

以下の制限によってボールのホールのドリリングが規制される。

- (1) 指穴として使用するホールや窪みは 5 つ以下とし、フィンガー1 本に対し 1 つ、サムホール 1 つに限る。各指穴が同時にグリップングのために使用できること、投球中にグリップングのために使用していないホールがあってはならない。
- (2) フィンガー及びサムホールには通気穴を開けることが許され、直径 1/4 インチ (6.4 ミリメートル) を超えないものとする。
- (3) 検査のための穴を 1 つ開けることが許され、直径 5/8 インチ (15.9 ミリメートル)、深さ 1/8 インチ (3.2 ミリメートル) を超えないものとする。

第 36 条 (表面)

- (1) ボールの表面には特定のパターンの窪みや溝は一切あってはならない。ただし、ボールのグリップのために使用するホールや窪み、識別用の文字や数字、摩耗が原因の偶然の欠損や傷は除く。
- (2) 刻み込まれた絵は特定のパターンの溝とみなさない。
- (3) ボールの表面摩擦を、研磨等で変化させる場合は、そのボールの表面全体を研磨しなければならない。

第 37 条 (器具)

ボールの中に可動装置を入れてはならない。フィンガーのスパンを変える器具や、フィンガーホール及びサムホールの大きさを変える器具は挿入しても構わない。ただし、器具は投球中に固定され、その器具を壊さなければボールから取り外せないものであるとする。

取り外せる器具は以下の条件のもとに使用が許される。

- a) 器具がグリップ用のホールのスパン・ピッチ・サイズを変えるために使用されること
- b) 非金属性の材料でできていること
- c) 投球中固定されていること
- d) いかなる器具もボールの静的バランスを調整する目的で使用してはならない
- e) 器具の下に隙間ができないこと
- f) 密度は 1 立方センチメートルあたり 1.5 グラム以下であること

第 38 条 (補助用具)

ボウリングボールは完全に手によって投球されるものとし、投球時に分離や、投球中ボール内で可動する器具は内部に組み込んだり表面に付着してはならない。ただし、手や手の主要な部分を失った競技者は投球する補助となる特別な装置を手の代わりに使用できる。

第 39 条 (硬度)

- (1) ボウリングボールの表面硬度は室温 (20~25 度) で 72 デュロメーターD 以上であるとする。
- (2) ボール製造後は、そのボールの表面硬度を変えるための薬品、溶剤等の使用を禁止する。

第 40 条 (クリーニング)

クリーナーは、ボールの硬度に影響を与えず、投球前にボールから拭い取るという条件で使用できる。これらの条件のいずれかを満たさないボールクリーナーは、公認競技大会で使用することはできない。

第 41 条 (プラグ・デザイン・ロゴ・マーク)

- (1) ボールを再ドリルするために、プラグを注入することができる。
- (2) 目印・情報・識別のためのデザインをボールに埋め込むことができる。ただし、そのようなデザインはボールの外表面と凹凸を作ってはならない。サイズに関しての規制はないが、彫った状態のままは禁止する。
- (3) どの場合も、内部に隙間があってはならない。(ソリッドをプラグの代わり使用してはならない)
- (4) プラグとデザインはボールが製造されたもとの材料とまったく同じではないまでも類似の材料でできているものとする。また、その他ボウリングボールのすべての規格に適合していなければならない。密度は 1 立方センチメートルあたり 1.5 グラム以下である。
- (5) ボウリングボールは常に識別用の製品名及び製造業者名とボールのシリアルナンバーをはっきり見えるように付けておくものとする。

第 42 条 トーナメント会場で計測されなければならない規格 (当日検量)

- (1) 16 ポンド (7.25 キログラム) を超えないものとする。
- (2) グリップのためのホールや窪みは 5 つまでとする。
- (3) フィンガー及びサムホールには通気穴を開けることが許される、直径 1/4 インチ (6.4 ミリメートル) を超えないものとする。
- (4) 検査のための穴を 1 つ開けることが許される、直径 5/8 インチ (15.9 ミリメートル)、深さ 1/8 インチ (3.2 ミリメートル) を超えないものとする。
- (5) バランスは第 34 条のとおりとする。
- (6) 硬度は第 39 条のとおりとする。

附則

- (1) この規格は、1974 年(昭和 49 年)2 月 24 日制定し、施行する。
- (2) この規格は、1980 年(昭和 55 年)1 月 1 日一部改正し、施行する。
- (3) この規格は、1986 年(昭和 62 年)4 月 1 日一部改正し、施行する。
- (4) この規格は、1990 年(平成 2 年)10 月 20 日一部改正し、施行する。
- (5) この規格は、1996 年(平成 8 年)4 月 1 日一部改正し、施行する。
- (6) この規格は、2002 年(平成 14 年)11 月 12 日一部改正し、施行する。
- (7) この規格は、2006 年(平成 18 年)4 月 1 日一部改正し、施行する。
- (8) この規格は、2008 年(平成 20 年)5 月 25 日一部改正し、施行する。
- (9) この規格は、公益財団法人全日本ボウリング協会の設立の登記の日、2012 年(平成 24 年)4 月 1 日一部改正し、施行する。
- (10) この規格は、2012 年(平成 24 年)5 月 27 日一部改正し、施行する。
- (11) この規格は、2015 年(平成 27 年)4 月 1 日より、施行する。
- (12) この規格は、2018 年(平成 30 年)4 月 1 日一部改正し、施行する。
- (13) この規格は、2020 年(令和 2 年)8 月 1 日一部改正し、施行する。